

会計・監査 Report

May 2018

vol. 15

2018年3月期有価証券報告書及び事業報告等の作成上の留意事項

2018年3月期決算における開示に関する留意事項としては、昨年度決算に引き続き、2016年4月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受けて、企業と投資家の建設的な対話を促進する目的で、有価証券報告書の記載事項の改正や、有価証券報告書と会社法に基づく事業報告や計算書類等との一体的開示をより行いやすくするための取組みが公表されている点があげられます。

また、例年と同様、金融庁は、2018年3月23日にホームページ上で、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(平成30年度)」を公表しています。本稿では、その内容のうち、2017年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び2018年度の有価証券報告書レビューの実施内容を中心に解説します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

I. 有価証券報告書の記載事項の改正

政府の成長戦略「日本再興戦略」において、持続的な企業価値の向上のための企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から、企業の情報開示について統合的な開示のあり方を検討することが示されていました。それを受けて、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで検討が行われ、2016年4月18日に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」が公表されました。

同報告では、決算短信、事業報告・計算書類及び有価証券報告書について、現在の開示制度を見直すことが提言されており、2017年3月期決算においては、決算短信の様式の見直しや、有価証券報告書において「経営方針」を記載する改正が行われました。

2018年3月期決算においては、①非財務情報の開示の充実、②開示内容の整理・共通化・合理化、③より適切な株主総会の日程の設定を容易にするための見直し、という3つの観点から有価証券報告書の記載事項を改正すべく、企業内容等の開示に関する内閣府令が2018年1月26日に改正されました。

1. 改正の内容

(1) 非財務情報の開示の充実

日本企業の有価証券報告書における経営戦略に関する開示については、欧米諸国と比較して、以下のような問題点が指摘されていました。

- 企業の中長期的なビジョンに関する具体的な記載が乏しい
- 経営者による分析や事業上のリスクとの関連付けがない
- 経営者による分析について、財務諸表をそのままの文章にしたような記載が目立つ

そこで、有価証券報告書における「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に係る記載の統合と投資家との対話に資する内容の充実を目的とし、「業績等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合した上で、記載内容の整理を行う改正が行われました。

すなわち、有価証券報告書の【事業の状況】は下表のように改正されます。

改正前	改正後
第2【事業の状況】	第2【事業の状況】
1【業績等の概要】	1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2【生産、受注及び販売の状況】	2【事業等のリスク】
3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
4【事業等のリスク】	4【経営上の重要な契約等】
5【経営上の重要な契約等】	5【研究開発活動】
6【研究開発活動】	
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	

本改正では、経営者の視点による分析を充実させるという観点から、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、以下の2点についての記載も求められていることに留意が必要です。

- 事業全体及びセグメント別の経営成績等に重要な影響を与えた要因について経営者の視点による認識及び分析(資本の財源及び資金の流動性に係る情報を含む)
- 経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているか

(2) 新株予約権等の記載の合理化

新株予約権、ライツプラン及びストックオプションは、その発行する目的は異なるものの、いずれも株式の希釈化の可能性を有することから、別個の開示項目として規定されていました。しかし、近年においては、それぞれの制度も定着し、投資者がこれらの性質を誤認するおそれも小さくなったことから、重複している開示を統合し、記載を合理化する目的で以下の4点の改正が行われています。

- 「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の項目を「新株予約権等の状況」に統合
- 現行様式の表を撤廃
- スtockオプションについては、財務諸表注記(日本基準の場合)の参照を可能に
- 「新株予約権等の状況」は、事業年度末に加え、有価証券報告書提出日の前月末現在の記載も求められているところ、事業年度末から変更がなければ、変更ない旨の記載のみで可

本改正により、有価証券報告書の【株式等の状況】は下表のように改正されます。さらに、現行様式の表が撤廃されたことにより、新株予約権を複数回発行している場合には、例えば、内容が類似した複数の新株予約権を1つの表に集約して記載するなどの合理化した記載が可能になりました。

改正前	改正後
第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) 【株式の総数等】 (2) 【新株予約権等の状況】 (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (4) 【ライツプランの内容】 (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (6) 【所有者別状況】 (7) 【大株主の状況】 (8) 【議決権の状況】 (9) 【ストックオプション制度の内容】 (10) 【従業員株式所有制度の内容】	第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) 【株式の総数等】 (2) 【新株予約権等の状況】 ① 【ストックオプション制度の内容】 ② 【ライツプランの内容】 ③ 【その他新株予約権等の状況】 (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (5) 【所有者別状況】 (6) 【大株主の状況】 (7) 【議決権の状況】 (8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

また、「新株予約権等の状況」だけでなく、「従業員株式所有制度の内容」が、改正後は「役員・従業員株式所有制度の内容」と表題が変更されている点にも留意が必要です。

(3) 有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化

「大株主の状況」における株式の所有割合について、従来、有価証券報告書では、自己株式を控除せずに算定することとされていた一方、議決権に着目している事業報告では、自己株式は控除して算定することとされていました。この点については、開示の効率化の観点から、事業報告における取扱いに統一し、改正後は、有価証券報告書上も自己株式を控除して算定することとなりました。

(4) 株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し

上場会社は、コーポレートガバナンス・コードにも示されているとおり、株主との建設的な対話の促進やそのための正確な情報提供等の観点から株主総会の日程を決定すべきであり、これに関連して、投資者からは以下のような指摘がなされていました。

- 株主総会の開催前に有価証券報告書を開示すべきではないか
- 招集通知等の発送から株主総会開催日までの期間は、欧米諸国では約4週間以上とされており、日本でも同等の期間を確保すべきではないか
- 必要があれば株主総会の開催日を7月に遅らせるなど、株主が議案の十分な検討期間を確保できるように株主総会の日程を設定すべきではないか

上記の指摘を踏まえ、例えば3月決算の会社が7月に株主総会を開催しようとする場合、議決権行使基準日は会社法の規定により4月以降としなければなりません。しかし、有価証券報告書及び事業報告では、事業年度末の「大株主の状況」を記載することとされているため、結果として、議決権行使のための株主の確定とは別に、「大株主の状況」を記載するために事業年度末の株主を確定する必要が生じます。このような会社の負担を軽減するため、有価証券報告書の【株式等の状況】における「所有者別状況」、「大株主の状況」、「議決権の状況」の記載時点を事業年度末から議決権行使基準日に変更するとして改正が行われました。また、会社法施行規則も改正され、議決権行使基準日が事業年度の末日後の日であるときは、「大株主の状況」の記載時点を当該議決権行使基準日にすることができるものとされています。

なお、現状では、上記の例のように株主総会を7月に実施するためには、定款の変更も必要となるため、多くの会社では、本3月決算においては実質的な影響はないものと考えられます。

2. 適用時期

上記の改正については、2018年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書及び事業報告から適用されます。

II. 一体的開示をより行いやすくするための取組み

2017年12月28日に金融庁・法務省が公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」では、有価証券報告書と事業報告等の一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環として、一定の事項について、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型における明確化等の対応を行うこととされました。

それを受けて、財務会計基準機構 (FASF) では、有価証券報告書と事業報告等の記載の共通化を図るうえでの留意点や記載事例を金融庁・法務省の協力を得て作成し、2018年3月30日に「有価証券報告書の開示に関する事項」として公表しています。

以下では、これら留意点のうち、主なものについて、簡潔に表形式でまとめています。詳細な記載事例や関係する法令を確認されたい場合には、FASFから公表されている「有価証券報告書の開示に関する事項」をご参照ください。

また、これらは、「I. 有価証券報告書の記載事項の改正」で解説した項目と異なり、強制力のあるものではありませんが、適時適切な開示の在り方や株主総会日程の合理的な設定に資するもので、積極的に対応することが望まれます。

1. 有価証券報告書と事業報告で共通の記載が可能であるとされた項目

有報上の項目	有報作成にあたってのポイント
役員の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告の「地位」と有報の「役名」は共通の記載が可能 事業報告の「担当」に記載すべき内容を、有報の「職名」または「略歴」に記載が可能 事業報告の「重要な兼職の状況」と有報の「略歴」は、共通の記載が可能
社外役員等と提出会社との利害関係	<ul style="list-style-type: none"> 社外役員が他の法人等の役員等を兼職している場合の利害関係等は、共通の記載が可能
社外取締役の選任に代わる体制及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告の「社外取締役を置くことが相当でない理由」と有報の「社外取締役を選任していない場合のそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」は、共通の記載が可能
役員の報酬等	<ul style="list-style-type: none"> 社外役員の報酬総額を社外取締役の報酬総額と社外監査役の報酬総額に区分して記載することにより、共通の記載が可能

2. 事業報告の記載を有価証券報告書の記載に合わせることで共通化できる項目

有報上の項目	事業報告作成にあたってのポイント
関係会社の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」は、有報の「関係会社の状況」と同じ記載をすることにより、共通の記載が可能
主要な設備の状況	<ul style="list-style-type: none"> 提出会社以外の記載対象について、事業報告では「子会社」、有報では「国内子会社と在外子会社」とされているが、有報と同じ記載をすることにより、共通の記載が可能
監査公認会計士等に対する報酬の内容	<ul style="list-style-type: none"> 有報では、「提出会社」及び「連結子会社」の別に、「監査証明業務」及び「非監査業務」の報酬額を記載するとされているが、事業報告でも有報と同じ記載をすることにより、共通の記載が可能

3. 有価証券報告書の記載を事業報告の記載に合わせることで共通化できる項目

有報上の項目	有報作成にあたってのポイント
ストックオプション制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> • スtockオプションを保有している役員の記載区分について、有報でも事業報告における区分に基づいて記載することで共通の記載が可能

4. その他の事業報告・有価証券報告書作成にあたって合理化が可能な項目

有報上の項目	有報作成にあたってのポイント
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> • 事業系統図については、系統図以外の形式により、実態に応じてよりわかりやすく示すことが可能
主要な設備の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 製造業以外の業種については、業種の特性に応じた記載が可能
計算書類の表示科目	<ul style="list-style-type: none"> • 会社計算規則は、表示科目の名称や配列を規定したものではないことから、計算書類上の表示科目も財務諸表等規則に従った内容で作成することが可能*

* 計算書類の表示科目を、一体的開示に向けて変更する場合には、表示方法の変更に該当することに注意が必要です。

Ⅲ. 金融庁の有価証券報告書レビュー

2018年3月23日に金融庁ホームページにおいて、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(平成30年度)」が公表されました。以下では、その概要について解説します。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項

(1) 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

2018年3月期に適用される開示制度の主な改正としては、2018年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令の適用があげられます。これについては、前述の「Ⅰ. 有価証券報告書の記載事項の改正」に記載のとおりです。

(2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2017年度の有価証券報告書レビューにおいては、以下のような有価証券報告書の記載内容が不十分と認められた事例が確認されたと公表されています。

その主な内容は以下のとおりです。

① 繰延税金資産の回収可能性

1	過去(3年)及び当期の事業年度において、課税所得が期末における将来減算一時差異を下回る年度があるにもかかわらず、(分類1)に該当すると判断している事例
2	過去(3年)及び当期の事業年度において、課税所得(臨時的な原因により生じたものを除く)が生じていない年度があるにもかかわらず、(分類2)に該当すると判断している事例
3	(分類3)に該当する企業において、退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異などの解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異について、スケジューリングが行われていない事例
4	繰延税金資産の計上額の見積りに用いた業績予測において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例

2017年3月期から適用されている「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」では、回収可能性の判断に関する会社分類について、各事業年度の課税所得の発生額をベースに整理されています。子会社も含めて、それぞれの会社がどの会社分類に該当するか、基準に照らして確認する必要があります。

また、繰延税金資産の計上額を見積る際に用いる将来の業績予測については、合理的な仮定に基づいていることを説明できる必要があります。

② 企業結合及び事業分離等

1	企業結合が期首に完了したと仮定したときの連結損益計算書に及ぼす影響の概算額について、算定が困難と認められる特段の事情がないにもかかわらず省略しているなど、取得による企業結合が行われた場合の注記の一部を記載していない事例
2	取得の会計処理において、取得関連費用(外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等)を、発生した事業年度の費用として処理せず、取得原価に含めている事例
3	連結キャッシュ・フロー計算書において、連結範囲の変更を伴わない子会社への投資に係る支出について、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載せず、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載している事例
4	社内基準により重要性が乏しいとして企業結合等の注記が省略されている場合において、当該社内基準を翌期以降継続することの要否について検討が必要と考えられる事例

2016年3月期から適用されている改正企業結合等会計基準では、取得とされた企業結合の取得関連費用は取得原価に含めずすべて発生した事業年度の費用として処理することとされ、また、支配が継続している場合の親会社持分変動による差額についても、のれんや持分変動差額等の損益ではなく、資本剰余金に計上するものとされました。それにあわせて、企業結合に関する注記内容や連結キャッシュ・フロー計算書上での取扱いも改正されているため、注意が必要です。

また、企業結合等に関する注記は、重要性が乏しい場合には省略することができますが、その判断にあたっては、財務諸表利用者にとって必要な情報を提供し、対話に資するという観点から、毎期、総合的に検討する必要があると考えられます。

2. 2018年度の有価証券報告書レビュー

2018年度は、以下のとおり、法令改正関係審査及び重点テーマ審査を実施すると公表されています。

① 法令改正関係審査

「I. 有価証券報告書の記載事項の改正」で解説した事項が適切に有価証券報告書に記載されているか、記載内容を審査するとされています。審査方法は、各社が「EXCEL調査票」に回答し、有価証券報告書の提出日後、所管の財務局等に提出するとされています。特に、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、単に財務諸表を文章にしたような記載ではなく、経営者による視点に基づいて記載しているか留意する必要があります。

② 重点テーマ審査

今回の重点テーマは、「引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目」と、昨年引き続き「繰延税金資産の回収可能性」と公表されています。

繰延税金資産の回収可能性については、前述の今回公表された有価証券報告書レビューの審査結果が参考になります。

また、引当金については、日本においては、その要件が企業会計原則注18に定められている他、特に会計基準は公表されていません。しかし、2009年9月には企業会計基準委員会から「引当金に関する論点の整理」が、2013年6月には日本公認会計士協会から「我が国の引当金に関する研究資料」が公表されています。いずれも強制力があるものではありませんが、実務にあたっては、参考になるものと考えられます。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 高橋 康之

text : yasuyuki takahashi